

検討課題—扶養関係事件—

第1 扶養関係事件の国際裁判管轄権

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）（注）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者（申立人となる場合を除く。）の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者（子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子又はその子を監護する者）の住所が日本国内にあるとき

（注） 単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。）」（扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照）とは、①扶養義務の設定（家事事件手続法別表第1の84の項）、②扶養義務の設定の取消し（同法別表第1の85の項）、③扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第2の9の項）、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し（同法別表第2の10の項）、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分（同法別表第2の1の項）、⑥婚姻費用の分担に関する処分（同法別表第2の2の項）、⑦子の監護に要する費用の分担の処分（同法別表第2の3の項）の各審判事件をいい、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第2の16の項）は、含まない。

（補足説明）

1 本文の概要について

本文は、扶養義務者（申立人となる場合を除く。）の住所地に管轄権を認めるとともに、扶養権利者（子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子又はその子を監護する者）の住所地にも管轄権を認めるものである。

2 管轄原因について

(1) 扶養義務者（申立人となる場合を除く。）の住所地について

夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件

(ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。) について、扶養義務者(申立人となる場合を除く。)の住所地は、その手続保障の観点から、管轄原因とすることが相当であると解されるが、どのように考えるべきか(なお、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件については、下記第1・2(3)イ。)

(2) 扶養権利者の住所地について

夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(なお、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件については、下記第1・2(3)で検討するため、この項では同事件を含まない。)については、扶養権利者の利益を保護する必要があると考えられること、諸外国でも扶養権利者の住所地に管轄権を認めている法制が多いこと(注)に照らし、扶養権利者の住所地に管轄権を認めることが考えられるが、どのように考えるべきか。

(注) EU扶養義務規則第3条、ルガノ条約第5条、扶養義務に関する米州モンテビデオ条約第8条、スイスのIPRG第79条及び第80条等。

(3) 子の住所地について

ア 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件については、子とこれを監護する者(親)との住所地が異なる場合が考えられることに照らし、扶養権利者(子)の利益を保護する観点等から、子の住所地に管轄原因を認めることが考えられるが、どのように考えるべきか。また、同様の観点から、子を監護する者の住所地に管轄原因を認めることが考えられるが、どのように考えるべきか。

イ なお、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件については、扶養権利者の利益を保護し、また事件との密接な関連を有する他の管轄原因を認めようとする観点から、子の住所地のみで足りる(すなわち、扶養義務者(申立人となる場合を除く。)の住所地及び子を監護する者の住所地に管轄原因を認めない。)との指摘が考えられるが、どのように考えるべきか。

(注) EU扶養義務規則第3条、ルガノ条約第5条、扶養義務に関する米州モンテビデオ条約第8条、スイスのIPRG第46条、第47条、第63条第

1 項等。

3 その他の論点について

(1) 離婚とともにされる子の監護に要する費用の分担の処分について

離婚についての訴訟等の管轄権を有する国が離婚とともにされる子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の管轄権を有することとすべきか否かについては、「子の監護又は親権に関する審判事件」に係る検討（部会資料3-2第1・3以下）と同様の検討を要するが、どのように考えるべきか。

(2) 日本法にない制度（離婚後扶養等）について

例えば、離婚後扶養等（注）のような日本法に存在しない制度が問題になった場合が考えられる。この場合については、解釈に委ねることとし、特段の規律を設けないこととすることが考えられるが、どのように考えるべきか。

（注） 離婚後扶養等（アリモニー、スパウザル・サポート、メンテナンスなど）

離婚後扶養を有する法制の一例として、英米法では、離婚又は別居に際して夫から妻に対して給付される扶養料であって、妻の再婚又は死亡まで定期的な給付を義務付ける制度がある。米国では、米国憲法の平等保護条項を根拠として、夫から妻への請求も認められている。近時は、給付の期間を、職に就くまで、又は職業訓練を受ける期間に限定する例もある（田中英夫『英米法辞典』（初版。東京大学出版会）alimonyの項）。

(3) 公的機関の費用償還について

本文と異なり、扶養義務の準拠法に関する法律第5条が「公的機関が扶養権利者に対して行った給付について扶養義務者からその費用の償還を受ける権利」の準拠法を定めていることに照らし、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第2の16の項）を本文の単位事件類型に含めるものとするのが考えられる。

しかし、そのような考え方には、上記公的機関の扶養義務者に対して有する権利が扶養権利者の有する権利と同じ性質のものであるのかどうかといったその法的性質に関する問題点があるとの指摘が考えられる。

この点、どのように考えるべきか。

(4) 扶養義務の設定の取消しの審判について

扶養義務の設定の取消しの審判事件については、扶養義務の設定の審判をした国にも管轄原因を認めることの当否が問題となり得ると考えられる。

しかし、関係者がいない国で事後的な事情の変更を審理することは困難であるし、そのような管轄原因の規律は外国法制にもあまり見られないとの指摘もあることから、この点についての規律は必要でないと考えられるが、どのように考えるべきか。

(5) 子の監護権を有しない扶養義務者が申立人である場合について

本文は、「扶養義務者（申立人となる場合を除く。）」としている。

この点に関し、子の監護権を有しない扶養義務者が申立人である場合には、当該扶養義務者の住所地について合意管轄及び応訴管轄を認めることが考えられる。このような規律の要否については、どのように考えるべきか。

扶養関係事件の国際裁判管轄の外国法制

1 EU扶養義務規則

- ・ 同規則第3条により、扶養に関する一般的な管轄権は、被告の常居所地国又は扶養権利者の常居所地国のいずれかの国の裁判所が有するとされる。
- ・ 同規則第3条により、身分関係事件について国際裁判管轄をもつ裁判所は、その管轄が一方当事者の国籍だけを根拠とするのでない限り、附帯処分としての扶養料請求についても管轄を持つとされる。親責任事件についても同様。
- ・ 同規則第4条は、18歳未満の子に対する扶養義務を除き、一定の範囲内で管轄の合意を認めている。
- ・ 同規則第5条は、国際裁判管轄を有しない締約国の裁判所に提訴され、被告が異議をとどめず本案について争った場合は応訴管轄を認めている。
- ・ 同規則第6条は、EU構成国又はルガノ条約締約国のいずれにも管轄が認められない場合には夫婦の共通本国に管轄権を認めている。
- ・ 同規則第7条は、いわゆる緊急管轄として、法的紛争が密接な関係を持つ第三国における裁判手続の開始又は追行が期待できないとき又は不可能であるときは、例外的に、当該法的紛争が十分な結び付きを持つ構成国に管轄を認めている。

2 2007年ハーグ扶養料の国際的回収に関する条約

- ・ 同条約第18条では、扶養料支払決定の変更の直接管轄について、次のとおり特則を置いている。
 - ① 扶養権利者の常居所のある締約国で扶養料決定がされ、扶養権利者が同地に常居所を保持している場合には、扶養義務者は、原則として他の締約国において決定の変更を求めることができない。
 - ② 当事者間での管轄の合意（子に対する扶養を除く）、扶養権利者の応訴、決定国が変更のための管轄権を行使しないこと、決定国の決定がその変更をする締約国において承認執行されないことの各場合には、他の締約国に管轄

が認められる。

3 ルガノ条約

- ・ 被告の住所地国（同条約第2条第1項及び第3条第1項）のほか、扶養権利者の住所地国又は常居所地国が管轄権を有するとされる（同条約第5条第2項）。ただ、同条約第5条第2項は、扶養権利者による扶養請求を容易にすることを目的とすることを踏まえ、扶養権利者を相手方とする訴えについては適用されず、当該訴えについては普通裁判籍（被告の住所地国）だけが適用されると解されている。
- ・ 同条約の「扶養」事件は「親子間扶養」及び「離婚後扶養」のいずれの事件を含むものと解されており、この扶養事件については、身分関係の争いに附帯して扶養事件が扱われる場合には、前者について管轄権を有する裁判所が扶養事件の管轄権も有するとされている（同条約第5条第2項）。ただし、前者の管轄権が当事者の一方の国籍のみに基づく場合は除かれている（同条約第5条第2項）。

4 扶養義務に関する米州モンテヴィデオ条約

- ・ 同条約第8条により、扶養料の支払を求める訴えについては、扶養権利者の選択によって次のいずれかの国の裁判所が管轄権を有するとされる。
 - ① 扶養権利者の住所地国又は常居所地国
 - ② 扶養義務者の住所地国又は常居所地国
 - ③ 扶養義務者が財産を所有していること、収入を得ていること、経済的利益を得ていることなどによって、個人的な結び付きをもっている国
- ・ 上記にかかわらず、被告が国際裁判管轄について争うことなく応訴した場合には、他の締約国の司法機関又は行政機関は、管轄権を持つものとされる。

5 ドイツ・オーストリア

- ・ EU扶養義務規則は、場所的適用範囲を被告が構成国に住所を持つ場合に限定せず一般的な適用を予定し、第6条により補充的な管轄も認め、国内法上の管轄ルールの適用を排除している。

6 スイス

- ・ ルガノ条約によって判断されるが、相手方がスイス及びルガノ条約締約国のいずれにも住所を持たない場合には、スイス国際私法（IPRG）による。

- ・ I P R G 第 4 6 条, 第 4 7 条, 第 6 3 条第 1 項により, 婚姻夫婦間扶養及び離婚後扶養の管轄原因は次のとおりとされる。
 - ① 夫婦の一方の住所 (住所がない場合は常居所)
 - ② ①がない場合でも, 夫婦の一方がスイス国籍を有するときは, 本籍地 (夫婦の一方が外国に住所又は常居所を有するときは当該外国での手続が不可能又は期待できないことが必要)。
 - ③ 離婚後扶養は, 離婚の付随的効果として離婚事件を併せて扱うことができる。
- ・ I P R G 第 7 9 条及び第 8 0 条により, 親子間扶養 (未成年子扶養) については, 次の場合にスイスの裁判所が管轄権を有するとされる。
 - ① 子の常居所又は住所がスイスにあるとき
 - ② ①がない場合には, 被告となる親の常居所がスイスにあるとき
 - ③ ①及び②がない場合には, 当事者の一方がスイス国籍を有するとき

7 米国

- ・ 統一州際家族扶養法 (U I F S A) より, 扶養事件の管轄は, 原則として扶養義務者のドミサイル (レジデンス) に認められ, これがない場合には, 合意した場合, 管轄について異議を述べずに応訴した場合, 当該州において過去に子と一緒に居住していた場合, 当該州に過去に居住しており, かつ, 子の出生前の費用又は子のための扶養料を支払っていた場合など, 一定の関連性がある場合に管轄を認めるものとされる。
- ・ 子の扶養料については, その支払命令をした裁判所のある州が, 子のホームステイトか, 当事者のいずれかの居所であるか等, 一定の場合には, 当該命令に関して継続的な専属管轄を有するものとされる。
- ・ 夫婦間の扶養料命令については, 当該命令を発した裁判所が当該命令の継続する間は継続して専属管轄を有することとされている。
- ・ 訴訟競合についての調整規定が設けられている。

8 中国

- ・ 民事訴訟法では, 基本的に被告の住所地国又は常居所地国の裁判所が管轄権を有するものとしている。また, 涉外事件に限って応訴管轄を認め, 涉外事件のうち財産関係事件に限って合意管轄を認めている。

9 韓国

- ・ 韓国の国際私法第2条第1項により，当事者又は紛争となった事案が大韓民国と実質的関連性がある場合に韓国の裁判所が管轄権を有するとされる。
- ・ 関連裁判籍は，被告の立場において不当に応訴を強要されないように慎重に認められるべきであるとされる。
- ・ 相手方の応訴は，被告住所地主義の例外的な事情の枠内で理解されている。
- ・ 外国の裁判所に係属中の同一事件が国内の裁判所に係属した場合は，重複訴訟とみて却下しなければならないとされている。